

社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN
MIYAGI No.775



Contents

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5・6
M美さんの社会保険物語	7
社会保険協会からのお知らせ	8
社会保険協会費ご協力のお願い	9
「会員事業所変更届」提出のお願い	9
インフォメーションパーク	10



私たちの街の
神社やお寺

7

金蛇水神社

かなへびすいじんじや／岩沼市

- ☐ 創建: 不詳
- ☐ 御祭神: 金蛇大神 (水速女命)
大己貴命 (相殿)
少彦名命 (相殿)
- ☐ 建立: 不詳

鳥居をくぐると「九竜の藤」という樹齢300年ほどの見事な藤の木があります。木のウロのなかに白蛇がいるようにみえる御神木や、蛇の模様の「蛇紋石」があるなど、創建年も建立者もわからない不思議なこの神社。藤の木は300年前からそこにいて、何かを知っているのでしょうか。

日本年金機構 からのお知らせ

着任のご挨拶



日本年金機構 宮城県代表年金事務所
仙台東年金事務所長 石井 満 裕

4月1日付、宮城県内代表所長として着任にあたり、ご挨拶を申し上げます。事業主並びに被保険者の皆様におかれましては、日本全土をあげた新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みの中、年金事業の運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

日本年金機構は今年10年の節目を迎えることになりました。組織の目標を「原点回帰」と定め、我々の使命である年金制度を公正かつ適切に運営し、制度を維持・発展させ、無年金者・低年金者をなくし、高齢化社会の安定を確保することに全力で取り組んでまいります。

現在、当機構においては、各種届書について、電子申請の推進を図っております。電子申請は、書面やCD・DVDで行っている申請・届出について、インターネットを利用して行うことができるため、利便性が高く、事業主様の手続きのコスト削減の期待ができます。

令和2年4月以降、電子証明書に代わって無料で取得できる「ID・パスワード」(GビズID)を利用することで、電子証明書にかかっていた費用がなくなる等、電子申請が利用しやすくなっております。紙や電子媒体よりも早期に健康保険被保険者証を交付できることから、電子申請のご活用についても、ご検討くださいますようお願いいたします。

事業主様へのお願いになりますが、機構と事業所の橋渡しの役割として「年金委員」を推薦いただいているところです。今後メリット等の検討を進めているところですので事業主様からの推薦を引き続きお待ちしております。

最後に「社会保険みやぎ」の紙面への寄稿をお受けいただいた宮城県社会保険協会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください

事業所様からの、以下のお問い合わせに対応しておりますので、「ねんきん加入者ダイヤル」をぜひご利用ください。

- ①厚生年金保険の届出手続きに関すること
- ②厚生年金保険の届書の処理状況に関すること

「ねんきん加入者ダイヤル」0570-007-123

〈受付時間〉月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土(第2土曜日を除く)・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

*050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913にお電話ください。

*お問い合わせの際は、事業所整理記号・番号をお手元に用意のうえお電話ください。

ご就職おめでとうございます

新たにお勤めされた方へ

①社会保険への加入手続きは会社で行ってくれます。

●マイナンバーまたは基礎年金番号が必要です。

(20歳以上の方は、基礎年金番号を持っておられますので年金手帳をご確認ください。マイナンバーでも手続き出来ますが、年金手帳の紛失により基礎年金番号が不明な場合は年金手帳再交付申請も同時に事業所へお願いしてください。)(20歳未満で初めてお勤めする方は、マイナンバーが必要です。加入手続き終了後に年金手帳が交付されます。)

②社会保険料は給与から控除されます。

●給与明細書でご確認ください。

(保険料は1ヶ月単位となっています。加入した日の属する月から退職した日の翌日の属する月の前月までとなります。年金機構から事業所への請求は翌月となっています。)

(保険料は、事業所からのお届けいただいた月額により計算されます。著しく相違する場合は事業所の担当者へご確認ください。)

健康でご活躍されることを祈念申し上げます



社会保険事務担当者の方へ

社会保険の届け出は速やかにご提出をお願いします。

従業員を新しく雇入れるとき、退職者がいるとき、被扶養者の異動があるときは届け出が必要です。



①被保険者 資格取得届

従業員を雇入れたときなど、新たに加わらなければならない方は、該当した日から5日以内に届け出をしてください。

②被保険者 資格喪失届

従業員が退職したとき、死亡したときなどは、その翌日を資格喪失年月日として5日以内に保険証を添えて届け出をしてください。

③健康保険 被扶養者(異動)届

新しく雇入れた従業員に被扶養者となる方がいるときは、「資格取得届」と同時に行いましょう。

また、従業員の被扶養者が、就職などにより被扶養者でなくなった時も届け出が必要です。保険証を添付して、速やかに届書を提出してください。

◆届書様式はホームページからダウンロードできます！

【日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)】より【事業主の方】をご覧くださいと、「シーン別手続案内」から届書様式がダウンロードできます。

手続きの内容や時期、添付書類や留意事項についてご案内しておりますのでご活用ください。

◆届書は仙台広域事務センターへ郵送でご提出ください！

〈郵送先〉〒980-8461 日本年金機構 仙台広域事務センター

※封筒に郵便番号と名称のみの記載で郵送していただけます。

協会けんぽ からのお知らせ

—事業主様へお願い— 協会けんぽ加入者（被保険者・被扶養者）の皆さまへお知らせ願います

35歳以上被保険者・40歳以上被扶養者の皆さまへ

令和2年度 生活習慣病予防 健診・特定健診のご案内

詳しいご案内については、従業員様向けの生活習慣病予防健診は3月末に事業所様あてに、ご家族様向けの特定健診は4月下旬（一部の地域には3月下旬）に対象者を扶養している被保険者様の住所地へ送付いたします。お忙しい中ご迷惑をおかけしますが、該当する従業員の皆さまへお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

被保険者（ご本人）様 「生活習慣病予防健診」

【対象者】

35歳～74歳の被保険者

S 20.4.2～S 61.4.1 に生まれた方。
ただし、S 20.4.2～S 21.4.1 生まれの方は、
誕生日以降は受診できませんのでご注意ください。

【健診の種類】

労働安全衛生法の 定期健康診断項目

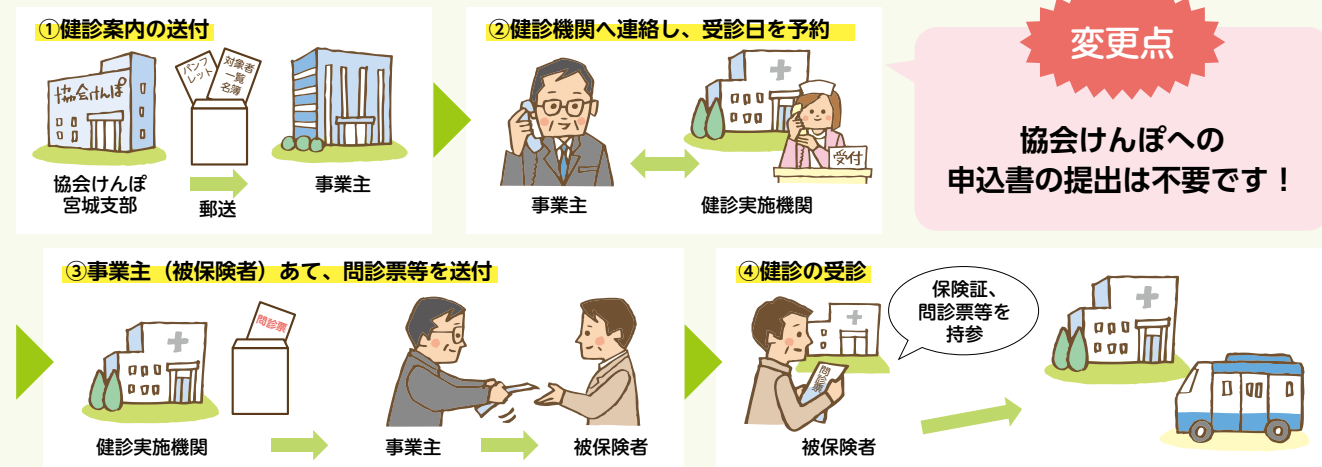
問診・身体計測・血圧測定・
胸部レントゲン検査・尿検査・
血液検査・心電図検査

+

・胃部レントゲン検査
（胃がん検査）
・便潜血反応検査
（大腸がん検査）

がん検診が
含まれています

受診の流れ



- ・健診機関の予約状況により、ご希望の健診機関や希望日に受診できない場合がありますのでご了承ください。
- ・生活習慣病予防健診を実施する健診機関につきましては、当協会ホームページでも情報をお知らせいたします。

お知らせ

4/1 受診分より申込方法が変更となります

- ・令和2年度の受診分より、協会けんぽへの申込書の提出は不要となります。
- ・毎年事業所様宛にお送りしていた生活習慣病予防健診申込書に代えて、健診対象者一覧名簿をお送りします。健診機関への予約の際にご活用ください

令和2年度 健診バスによる生活習慣病予防健診・特定健診を実施します

協会けんぽ宮城支部では、契約健診機関の少ない地区等の公共施設などで健診バス（健診車）による集合健診を実施しております。令和2年度集合バス健診の詳しい日程等につきましては、令和2年3月末に送付の生活習慣病予防健診申込書の中に「集合バス健診のご案内」を同封しております。

【開催予定地区】気仙沼市、南三陸町、登米市、石巻市、東松島市、大崎市、栗原市、
富谷市、黒川郡、柴田郡、亶理郡、角田市、伊具郡、白石市、刈田郡



被扶養者（ご家族）様 「特定健診」

【対象者】

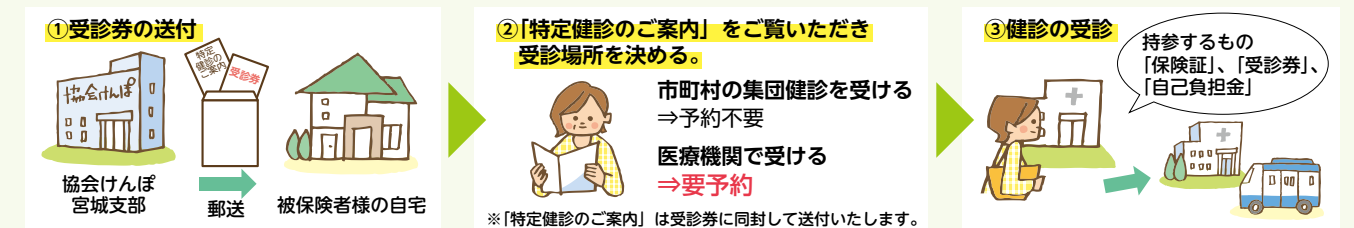
40歳～74歳の被扶養者

S 20.4.1～S 56.3.31 に生まれた方。
ただし、S 20.4.1～S 21.3.31 生まれの方は、
誕生日以降は受診できませんのでご注意ください。

【健診の種類】

- 基本的な健診
問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査
- 詳細な健診（医師の判断により実施されます）
貧血検査、眼底検査、心電図検査、血清クレアチニン検査
※がん検診については、市区町村での実施となります。
（お住まいの市区町村へ従来どおり申込みが必要となります。）

受診の流れ



お知らせ

- ・被扶養者の方が特定健診を受けるときは、「特定健康診査受診券（セット券）」が必要です
受診券は令和2年4月下旬（一部の地域は3月下旬）に被保険者様の住所地へ送付いたします。なお、被保険者様のご自宅が宮城県外にある場合は、県外の住所地を管轄する協会けんぽ支部より受診券を送付いたします。
- ・令和2年1月以降に加入手続きされた方について
令和2年中に加入の手続きをされた方につきましては、
右記のとおり協会けんぽから随時受診券を発行する予定です。

健康保険の加入手続き時期	受診券送付予定時期
令和2年1月～4月末頃まで	令和2年5月下旬頃
令和2年5月以降	手続き後、3週間後頃

事業主様へ

特定健康診査受診券（セット券）の配付にご協力をお願いいたします

以下の場合は事業所様へ受診券が送付される場合がございますので、
事業所様から被保険者様への配付のご協力をお願いいたします。

- ・協会けんぽで保有している被保険者様の住所情報に不備（郵便番号、住所情報の未登録等）がある場合
- ・転居等の理由で協会けんぽが保有している住所情報と被保険者様が現在居住している住所に相違がある場合
- ・被保険者様と被扶養者様の住所が違う場合 など



生活習慣病予防健診・特定健診のお問い合わせ先

全国健康保険協会 宮城支部
保健グループ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8F
TEL：022-714-6854（直通） TEL：022-714-6850（代表）

協会けんぽ宮城 検索

協会けんぽからのお知らせ

お知らせ

令和2年3月分(4月納付分)※からの協会けんぽ宮城支部の
健康保険料率、介護保険料率(全国一律)が変更となります ※任意継続保険料率については
4月(4月納付分)からとなります

現行 10.10%

健康保険料率
-0.04%引き下げ

令和2年
3月分~ 10.06%

現行 1.73%

介護保険料率※
+0.06%引き上げ

令和2年
3月分~ 1.79%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
厳しい経済状況の中ではありますが、皆さまのご理解をお願い申し上げます。

平成30年度宮城支部「インセンティブ(報奨金)制度」にかかる結果報告

平成30年度から、健康保険料率の決定に関して始まった制度で、「協会けんぽに加入されている【皆さまの取組】結果によって
保険料が高くなったり安くなったりする制度」です。5つの評価指標に基づき協会けんぽ全国47支部をランキング付けし、ラン
キング上位に入ればインセンティブ(報奨金)が分配され、翌々年度の保険料率が引き下げられます。【平成30年度の取組み
の成果は、令和2年度の保険料率に反映されます】

①特定健診等の実施率

- ・健診を受ける方が増える
- ・事業者健診のデータ提供する事業所が増える



実施率
58.2%
全国16位

④要治療者の医療機関受診率

- ・高血圧、高血糖が原因の疾病が重症化する前に医療機関を受診する方が増える



受診率
10.6%
全国16位

②特定保健指導の実施率

- ・特定保健指導を利用する方が増える



実施率
27.2%
全国1位

⑤後発医薬品の使用割合

- ・ジェネリック医薬品を使用する方が増える



使用率
78.0%
全国7位

③特定保健指導対象者の減少率

- ・メタボリックシンドローム該当者が減少する



減少率
33.5%
全国15位

5つの評価指標総合
全国3位

令和2年度保険料率
▲0.025%

家庭でできる感染予防について

新型コロナウイルス感染症が世界各地で広まっておりますが、特別な治療薬はなく、対症療法がおこなわれています。今回は呼吸器感染症に対する自宅での予防をご紹介します。

対策1. 手洗い：外出時是不特定多数の方が触れた場所を触れている可能性があります。

- ① 手のひらにせっけんをとり、よくすりあわせる
- ② 手の甲を伸ばすように洗う
- ③ 指先、つめの間、指の間、手首を洗う
- ④ 流水でよくすすぎ、ペーパータオルでよく拭く

★アルコールを用いた手指の消毒も有効です。手洗いと同様に、手のひらに消毒液をとり、よくすりこみ、手の甲、指先、爪先、指の間、手首にもすりこみます。

対策2 咳エチケット：マスクは咳やくしゃみによるウイルスの飛沫を防ぎます。周りの人へうつさないためにマスクを着用しましょう。

- ① 咳症状があるときは必ずマスクを着用する
- ② 咳・くしゃみの時はティッシュで口と鼻を覆い、周囲の人から顔を背け1メートル以上離れる
- ③ 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる

④ 液状せっけんと流水で手を洗う

★マスクの正しい使い方：裏表を確認し、ノーズピースを鼻の形に合わせ、ひだを上下に伸ばして下あごまでしっかり覆います。

対策3：環境対策

- ① 環境消毒：家族が良く触れる場所(ドアノブ。スイッチ。リモコン・トイレレバー等)を0.02%次亜塩素酸ナトリウム水溶液またはアルコールで消毒します。
- ② 換気：ウイルス量をさげるために2~3時間ごとに窓や扉をあけ換気を行いましょう
- ③ 空間：症状のある家族とはできる限り部屋をわけて、看護はひとりに限定しマスクをして十分注意をして看護しましょう。

なお、「新型コロナウイルス感染症～市民向け感染予防ハンドブック」が東北医科薬科大学病院ホームページに掲載されていますので、ぜひご覧いただき正しい知識を身に付けてください。

(一社)宮城県薬剤師会
副会長 富永敦子



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi>

協会けんぽ宮城

検索

〒980-8561

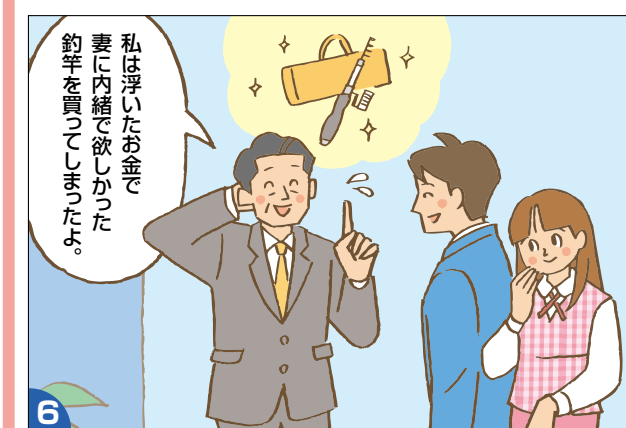
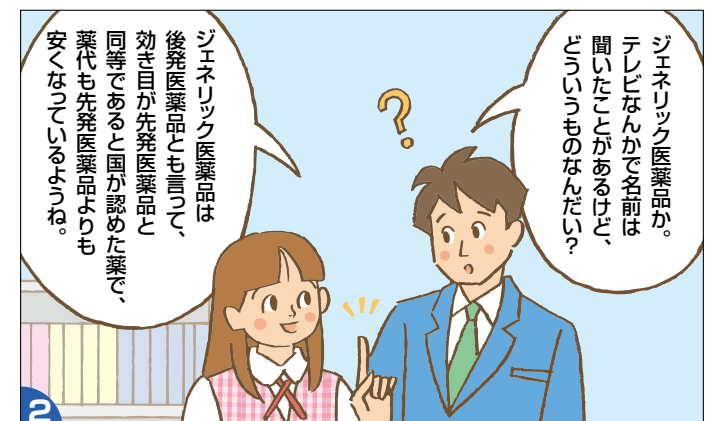
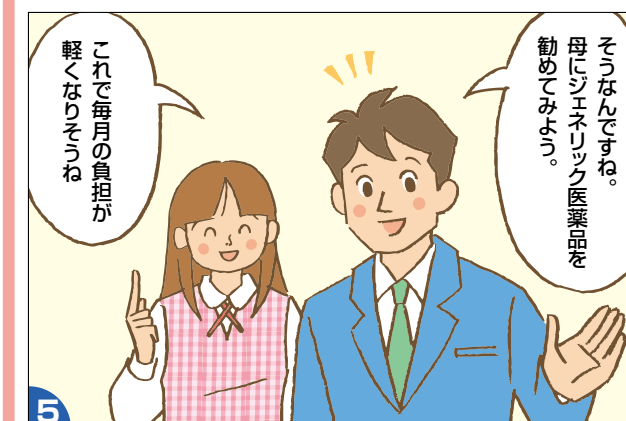
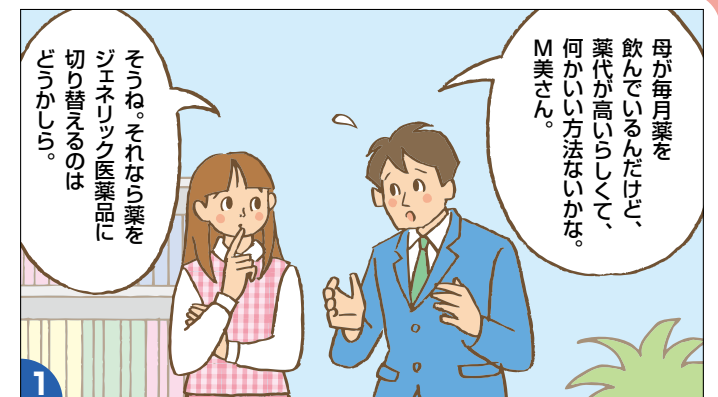
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎ 022-714-6850
FAX 022-714-6857

M美
さんの

社会保険物語

ジェネリック
医薬品について
第110話



協会けんぽからのお知らせ

<ジェネリック医薬品について>

ジェネリック(後発)医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

協会けんぽでは、皆様のお薬代の負担軽減につながる「ジェネリック医薬品」の普及推進のため、「ジェネリック医薬品希望シール」をご用意していますので、保険証やお薬手帳に貼るなどで活用ください。シールをご希望の方は、協会けんぽ宮城支部までご連絡いただければ、郵送いたします。

※ご注意ください

- ・ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じですが副作用等に個人差がある場合があります。
- ・医師が患者さんの体質・病状などからジェネリック医薬品への変更が適切でないと判断した時など、変更できない場合があります。
- ・ジェネリック医薬品の在庫状況は医療機関・薬局により異なります。(取り扱いがない場合もあります)。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部

〒980-8561

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850

ホームページは

「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

社会保険協会からのお知らせ

第30回

社会保険ファミリースキースクールが 開催されました！

毎年恒例となっております社会保険ファミリースキースクールが令和2年2月23日（日）スプリングバレー泉高原スキー場にて約60名の参加をいただき開催されました。今年は各地雪不足と言われてましたが、なんと会場のスプリングバレースキー場は当日、風雪の中での講習会となりました。

社会保険協会の主な事業のひとつである「被保険者とその家族の健康増進・福利厚生事業」の一環として開催され、今年で第30回の開催となりました。

レベルに応じた少人数グループによる丁寧なレッスンが好評です。

今年は風雪のなか、受講生は寒さにも負けず先生の指導で熱心にスキーの技術を磨いていました。

来年も開催予定ですので、ぜひスクールを活用しスキー技術の向上を図ってください。



「春のハイキング」の開催中止について！

※毎回好評いただいております宮城県社会保険協会主催「春のハイキング」でございますが、参加される皆様への新型コロナウイルス問題に対する安全の対応ができないため、開催を自粛し中止することといたしました。参加を楽しみにされていた方々には申し訳ありません。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（次回開催は新型コロナウイルス問題の収束を待ってからの予定です。お待ちしております。）

問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 10-20 アルコイリス二日町 4F
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでもご覧いただけます

宮城県社会保険協会

検索

社会保険協会費ご協力のお願い

（一財）宮城県社会保険協会長

謹啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年度の協会費を納入いただく時期となりました。

4月下旬に納入のお願いであります「社会保険協会費ご協力のお願い」を送付いたしますので、今年度も納入につきまして引き続きご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に取り組んでまいります。

謹白



「会員事業所変更届」提出のお願い

事業所名称や住所、または事業所記号などが変更となった場合は、年金事務所に手続きをしていただくだけでなく、お手数ですが当協会あてにもご連絡をお願いいたします。

※日本年金機構へ変更の届出をされても、当協会に情報提供はありませんので当協会では分かりません。
（日本年金機構における情報保護のため、当協会に変更情報が自動的に提供されることはありません。）

住所・名称等に変更があった場合に提出をお願いしております「会員事業所変更届」用紙につきましては、4月下旬に送付させていただきます「社会保険協会費ご協力のお願い」に同封しておりますが、お手元がない場合、下記の様式にご記入のうえ FAX による提出もお受けいたしますので、変更があった場合にはご連絡をお願いいたします。

会員事業所変更届

変更前（下欄全項目記入願います。）			変更後（変更事項のみ記入願います。）		
事業所記号	番 号	被保険者数	事業所記号	番 号	被保険者数
		人			人
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒	-	〒	-	
電話番号	-	-	-	-	

社会保険協会費が未納の場合、広報誌の送付、テキストの配布、研修会への参加、福利厚生事業等の協会事業を受けられない場合があります。

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきんダイヤル(ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号)



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

◆受付時間

- 平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

- 時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時
- 週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



5・6月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の平日	8:30～17:15	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	5月13日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び本人の印鑑が必要となります。

年金の予約相談を実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どここの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890